

八王子市心身障害者福祉センター管理運営に関する業務の詳細

項目	事業種別	事業数 (開設講座)	業務	内容(例)
ア	更生相談	2	障害者及びその家族を対象とした障害別相談の実施	障害別相談会 等
イ	更生訓練	4	障害者及びその家族を対象とした専門家の指導に基づく更生訓練の実施	障害機能回復訓練、障害別リハビリ教室 等
ウ	講習会、行事	18	主に障害者を対象とした各種講座・教室の実施	中途失聴者を対象とした手話講習会、見えにくくなった方の学習会、障害別パソコン講習会、陶芸教室、書道教室、絵画教室 等
		10	障害者を支援する人材の養成を目的とした各種講座の実施	手話講習会（手話通訳者養成講座進級試験を含む。）、要約筆記講習会（全国要約筆記者統一認定試験対策講座を含む。）、点字講習会、音訳講習会 等
		4	障害者の創作活動の奨励及び作品発表の場の提供	作品文化展、音楽会、市内障害者施設授産品展示即売会 等
		5	広く障害に対する理解を深めるため、障害者と健常者との交流の機会の創出	福祉まつり、センター見学会、外部講師による福祉講演会 等
エ	情報に関するサービス	通年	障害者を対象とした情報提供サービス	点字図書の貸出、朗読、拡大読書機の貸出、字幕又は手話付動画の貸出 等
		通年	障害者を対象としたIT相談の実施	パソコンに関する相談受付、インターネット等情報閲覧環境の整備、福祉図書の貸出 等
オ	施設等の利用に関する事務	通年	障害者団体、ボランティア団体の活動促進の場の提供	センター内会議室等の全部又は一部貸出

※ア～ウについては規定の事業数以上実施することとする。

※情報保障に係る費用（手話通訳・要約筆記）については、八王子市が費用を負担する。

八王子市中心身障害者福祉センター 施設及び設備の維持・修繕に関する業務の詳細

施設及び設備の維持・修繕に関する業務は下記のとおりとする。

施設保守については別紙資料（別紙2-1～別紙2-10）を参考に同程度の内容とすること。

項目	内容	参考資料
施設保守	(1) 警備保守	別紙2-1
	(2) 建物清掃	別紙2-2
	(3) 空気調和設備	別紙2-3
	(4) 消防用設備・非常通報装置等	別紙2-4
	(5) 昇降機設備	別紙2-5
	(6) 自動扉設備	別紙2-6
	(7) 自家用電気工作物	別紙2-7
	(8) 受水槽清掃	別紙2-8
	(9) 排水管清掃	別紙2-9
	(10) 館内消毒	別紙2-10
施設修繕	(1) 窓ガラス破損修繕、軽易な修繕	/
物品の調達及び整備	(1) 消耗品	
	(2) 備品購入・管理	
	(3) 物品の保守、修繕	
施設的环境整備	(1) 施設の清潔保持、整理整頓	
	(2) 防火防災安全管理	

※施設保守、施設修繕においては、再委託できます。

八王子市心身障害者福祉センター警備委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の警備委託業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件 名 八王子市心身障害者福祉センター警備委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで

5. 目 的

本業務委託は、館内における火災及び盗難を防止するとともに、不法不良行為を排除し、財産の保全をはかり、異常が発生した場合は直ちに適切な処置をとり、当該施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

6. 警備箇所

八王子市心身障害者福祉センター（すぎな愛育園との共有部分を含む。）
建物構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建（2階部分）
延床面積 407.41㎡

7. 警備方法

機械警備とする。

8. 警備日時等

(1) 警備日

ア. 開館日 午後9時から翌日午前8時30分まで
(日曜日のみ午後5時から翌日午前8時30分まで)

イ. 休館日 午前8時30分から翌日午前8時30分まで

(2) 実施時間

ア. 上記の(1)日時内において、対象施設が無人状態にある時間を警備する。

イ. 上記ア. の警備は、最終退館者が警報装置を作動操作した時点に始まり、最初の入館者が警報装置を停止操作した時点に終了する。

9. 設 備

受託者は、警報装置を指示する箇所に設置し、有線及び無線連絡体制に必要な諸装置を配備する。

10. 内 容

館内に設置した警報装置及びパトロールカーにより、次の業務を行う。

(1) 火災の防止

ア. 警報の受信、パトロールカーへの指示、現場への急行及び必要ある場合の消防署への通報を行う。

イ. 現場到着後の消火作業、群衆整理及び非常持出物品の搬出に努める。

(2) 盗難の防止

ア. 警報の受信、パトロールカーへの指示、現場への急行及び必要がある場合の警察署への通報を行う。

イ. 現場到着後における不審者の発見及び警察署への通報を行う。

(3) 異常発生時における処置

ア. 受託者は、異常事態の発生を知った時は、速やかに事故発生現場へ急行し、異常事態の内容を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

イ. 受託者は、異常事態の状況に応じて警備を強化する。

ウ. 受託者は、第14項によるセンターの緊急連絡先へ連絡する。

(4) 巡回パトロールの強化

やむを得ない理由により警報設備が使用不能の場合は、巡回パトロールを強化し、警備の万全を期するとともに、遅滞無くその理由、影響日数等を明記して、センターに届け出なければならない。

11. 警備責任

受託者の警備責任範囲は、第6項及び第8項(1)、(2)とする。

12. 賠償責任

第11項の警備責任範囲で、盗難、器物の破損等が生じた場合及び受託者の不注意又は過失等により事故、火災が発生した場合、受託者はその賠償の責任を負うものとする。

13. 警備実施要項

(1) 警報装置による警備

ア. 館内に設置した警報装置は、東日本電信電話株式会社の一般回線を利用して、受託者の警備本部へ接続する。また、設置した警報装置は、建物への侵入、火災の発生等の異常事態を感知し、これを受託者の警備本部へ通報する機能を持つものとする。

イ. 受託者は、警報装置が常に正常に機能するよう管理しなければならない。

ウ. 警備本部は、警備時間中、受信装置を間断なく監視するとともに、常に当該物件の警備監視を行う無線装置を有するパトロールカーと連絡を保てるよう機能の万全を期すること。

(2) 警備実施状況の報告

受託者は、当月分の「警備報告書」を翌月5日(閉館日の場合はその翌日)までにセンターに提出するものとし、また、有事の際は、当該「事故処理状況報告書」を翌日中に提出しなければならない。

(3) 鍵(錠)の預託

センターは、受託者の警備上必要な鍵(錠)を受託者に預託し、受託者は受託した鍵(錠)の管理を厳重に行うものとする。

(4) 警報装置の保守点検

受託者は、館内に設置された警報装置の機能を常に最良の状態に保つために必要に応じて点検を行うものとする。

14. センターの緊急連絡者名簿の提出
 - (1) センターは、受託者に対し予め緊急連絡者名簿を提出する。
 - (2) 緊急連絡者名簿に変更あるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。
15. 契約代金の支払
 - (1) 月額払とする。
 - (2) 契約金支払明細書による。
16. 遵守

警備業法その他関係法令等を遵守すること。
17. 警備業務用機械装置の設置
 - (1) 屋内配管及び配線等は、露出させず隠蔽することを原則とする。
 - (2) 機械装置（感知機器）は天井面で処理し、サッシュ等には取り付けない。
 - (3) 建物に取り付ける機器装置は、受託者及び各工事請負業者等と十分に事前協議を行うこと。
 - (4) 建物に取り付ける機器、機具等並びに取り付けに要する費用は、受託者の負担とする。
 - (5) 建物概要 別添平面図等
18. 提出書類
 - (1) 警備計画書は、計画概要、基地局等の名称等、損害賠償の範囲等を記入する。
 - (2) センターの平面図に設置場所、機種、機能範囲等を記入する。
 - (3) 認定書等の写し
機械警備を行うに必要な各種認定書、資格者証の写しを提出する。
19. 調査等
 - (1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする
 - (2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。
20. 関係書類の保存

受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。
21. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター清掃委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の清掃委託業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター清掃委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで
5. 目的
施設の清掃業務にあたっては、指定箇所の定期清掃を主な業務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全につとめること。特に、ガラス清掃を含む高所作業については、労働安全衛生法を遵守し、安全管理に万全を期すこと。
なお、用水及び電力の使用については、必要最小限にとどめること。
6. 清掃作業時間
原則として午前8時30分から午後9時までの間とする。
ただし、センターの承認を受けた場合は、この限りでない。
7. 清掃範囲
別紙、建物平面図表示のとおり
なお、表示できない箇所については、次のとおりとする。
窓ガラス、窓枠
8. 清掃作業回数
作業回数は、次のとおりとする。
定期清掃 月1回—12回 窓ガラス 年2回
9. 清掃詳細
定期清掃
和室・相談室などを除くフロア全部
10. 費用負担区分
(1) 清掃作業に使用する用具、資材は受託者の負担とする。
(2) 清掃用具等は、施設の各資材の特性を検討し、資材に適したものをを使用すること。
11. 作業計画書等の提出
(1) 定期清掃等の年間計画表を契約後すみやかに提出し、センターの承認を得ること。
(2) 作業報告書は日報を提出し、センターの検査又は確認を得ること。
(3) 毎月分の業務完了報告書は、別に定める様式により翌月5日までに提出すること。
12. 作業内容

定期清掃

場所	面積 (㎡)	場所	面積 (㎡)
事務室	17.00	機能回復訓練室	57.42
第1会議室	55.58	ロビー	37.80
第2会議室	24.30	廊下	49.04
作業室	41.33	階段	12.80

作業箇所	作業内容
リノリウム 床面	1. 除塵した床面を洗浄液とモップ又はフロアマシン等の機械で洗浄し、乾燥後適性ワックスを塗布して仕上げる。 2. 必要に応じて剥離剤等で床面を洗浄し、乾燥後適性ワックスを塗布して被膜再生後仕上げを行う。
ガラス	適性洗剤にて拭き仕上げを行う。
その他	明記していない事項については、センターと受託者が協議して定める。

13. 作業上の注意

- (1) 清掃は、なるべく、ほこりや騒音を立てない方法により行うこと。
- (2) 施設利用者の妨げにならないよう注意すること。
- (3) 洗剤、ワックス、薬品等は建材の保全に適量を用いること。

14. 一般的事項

- (1) 各種関係法令を遵守して作業を行い、万一事故等が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (2) 作業中は、施設、設備等に汚れ破損等をあたえることのないようにし、万一与えた場合は受託者の責任において対処すること。

15. 調査等

- (1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は必要な指示を与えることができるものとする。
- (2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。

16. 関係書類の保存

受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。

17. 契約代金の支払

- (1) 月額払とする。
- (2) 契約支払明細書による。

18. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター空気調和設備保守点検業務委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の空気調和設備保守点検業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター空気調和設備保守点検業務委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで
5. 目的
本業務委託は、館内の空気調和設備（YCSJ140MX-B, YCSJ180MX-B）の点検を行うとともに、機能を常時最良の状態に保ち、故障の予防に努め、異常が発生した場合は適切な処置をとり、当該施設の運営に寄与することを目的とする。
6. 保守点検回数及び点検時期
点検は、年1回、10月に実施する。
7. 保守点検
 - (1) 機器が正常な状態を保つように技術者を派遣し、点検整備を行う。
 - (2) 点検整備は、別紙点検内訳による。
 - (3) 契約期間中に保守点検委託機器に異常が発生した場合、受託者は、直ちに外向し適切な処理等を行うこと。
 - (4) 故障の際は修理に要する出張費、作業費および部品代の委託者負担は生じない。但し、①室外機のフィンおよび室内機のフィン・フィルター洗浄 ②室外機の運転時間が2万時間を超過した後に発生する故障修理のうち、エンジン本体交換、エンジンシリンダーヘッド交換、コンプレッサー交換に伴う部品・部材代金は有償とする。
8. 保守点検結果の報告
点検その他の業務を実施した場合は、点検結果等を記録し、その報告書を1部提出すること。
9. 契約代金の支払
代金の支払は業務終了後、一括払いとする。
10. 調査等
 - (1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする
 - (2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。
11. 関係書類の保存
受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。

12. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター消防用設備等保守点検業務委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の消防用設備等保守点検業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件 名 八王子市心身障害者福祉センター消防用設備等保守点検業務委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで
5. 目 的
本業務委託は、消防法第17条に基づく消防用設備等の点検を行い非常時における消防用設備等の故障を防止することを目的とする。
6. 点検方法及び期間
点検の方法及び期間は、消防庁告示のとおりとし、総合点検は4月、機器点検は10月に行う。
点検日は、センター職員と打ち合わせて行うこと。
7. 消防用設備等の種類
消防用設備等の種類及び数量は、別紙のとおりとする。
8. 負 担
点検の際、消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用した場合は、直ちに原状に復し、これに係る費用は受託者の負担とする。ただし、センターで使用する電気、水道等については、八王子市が負担する。
9. 報 告
点検業務が完了したときは、消防庁告示に定められた様式に従い速やかに、点検結果を報告するものとする。更に必要があれば消防庁への届出を行うものとする。
10. 契約代金の支払
代金の支払は、点検完了後、年2回とする。
11. 遵 守
消防法、消防法施行令、消防法施行規則その他関係法令を遵守すること。
12. 調査等
(1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする
(2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。
13. 関係書類の保存
受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。
14. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

消防用設備等数量一覧表

種 類	形 式 等	数 量
○消火器具	粉末消火器加圧式	3本
○自動火災報知設備	受信機P型1級	1台
	表示機	1台
	差動式スポット型感知器	12個
	定温式スポット型感知器	3個
	煙感知器	3個
	発信機	1個
	表示灯	1個
	電鈴	1個
	常用電源	1式
	予備電源	1式
○非常警報器具及び設備	増幅器	1台
	スピーカー回線	1台
	スピーカー	3個
	常用電源	1式
	非常電源（予備電池）	1式
○誘導灯		3台

八王子市心身障害者福祉センター昇降機点検仕様書

〇〇株式会社は八王子市心身障害者福祉センターの昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に技術者又は監督技術員を派遣し、下記事項を行います。

記

1. 点検

- (1) 定期的に技術者を派遣し、機器、装置の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行います。
- (2) 点検の都度「作業報告書」を提出します。

2. 故障対応

故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう 24 時間専門技術者が待機しております。

3. 法令に基づく検査の立会

建築基準法第 12 条による定期検査の立会いを行います。

4. 維持管理の情報サービス

安全確保、正しい利用法、関係諸法改正の連絡等の情報提供サービスを行います。

5. 作業中の運転休止

点検作業中は昇降機の運転を休止することがあります。

6. 消耗部品

点検・品質検査・故障の処置に必要な部品のうち消耗部品(通常の使用による消耗・劣化により交換・補充を頻繁に行う小部品類・油脂類等)については、別紙のとおり供給します。

点検契約に含まれる消耗部品

〇〇株式会社

1. エレベーター用各種潤滑油(油圧作動油は除く)
2. 各種ランプ
3. ビス、ナット、ワッシャー類
4. ウェス、サンドペーパー等保守用消耗部品

八王子市心身障害者福祉センター自動ドア保守点検業務委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の自動ドア保守点検業務委託は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター自動ドア保守点検業務委託

2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター

3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号

4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで

5. 目的

本業務委託は、センター内自動ドア設備等の機能を常時最良の状態に保てるよう、故障の予防に努め、異常が発生した場合は直ちに適切な処置を取り、設備の耐久化を図るとともにきめ細かな保守点検を行い、建物の運営に支障をきたすことのないようにするために実施するものである。

6. 対象設備

LS-23型 1台

7. 業務内容

(1) 受託者は、技術者を派遣し作業要領に基づいて保守点検業務を実施するものとする。

(2) 不測の故障が生じた場合は、速やかに技術者を派遣して復旧に努めるものとする。

8. 保守点検回数及び点検時期

点検は、年4回行うこととし、受託者は契約成立後、速やかに年間作業計画書を提出すること。

9. 作業要領

(1) 作動部

ア. 開閉速度及び開閉時のクッション作用の正常の有無

イ. 配管接続部及び各種機器よりの油漏れの有無

ウ. 作動シリンダー調節弁の異常の有無

エ. オイルタンクの油量点検

オ. 逆止弁、逃がし弁の作動点検

カ. ギヤー及びトロニドポンプの点検

キ. 回転軸装置の異常の有無

ク. 駆動連結装置の点検

ケ. 潤滑グリスの点検

コ. ドア各部（異音、摺れ、戸当たり）吊車、レール等の損傷点検

サ. 総合的な作動点検確認

(2) 制御部

- ア. 主開閉部及びヒューズの点検
 - イ. リレーの作動確認、電圧手チェック
 - ウ. タイマー時間設定の有無
 - エ. 端子ビス、電線類の追締め及び点検
 - (3) 操作スイッチ
 - ア. マットスイッチの絶縁測定
 - イ. その他各スイッチの作動状態確認
10. 報告等
- (1) 本業務遂行中に生じた事故については、受託者の責任において対処するものとする。
 - (2) 本業務に必要とする消耗品については、受託者の負担とする。
 - (3) 受託者は、業務終了後は遅滞なく報告書を作成し提出するものとする。
 - (4) 消耗品以外に部品等の交換修繕が生じた場合は、双方協議の上実施するものとする。
11. 契約代金の支払
- 代金の支払いは、点検終了後、年4回とする。
12. 調査等
- (1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする
 - (2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。
13. 関係書類の保存
- 受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結して年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。
14. その他
- 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の自家用電気工作物保安管理業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで

5. 目的

電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、通商産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項のあるときは、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

6. 設備容量等

設備容量	80KVA
受電電圧	6600V
契約電力	41KW

7. 業務内容

センターの自家用電気工作物の維持、保安管理にあたり、下記の業務を行うこととする。

- (1) 月次点検 隔月1回
- (2) 年次点検 年 1回
- (3) 臨時点検（事故応動） 必要の都度

8. 報告

業務が完了したときは、定められた様式に従い速やかに、業務報告を提出すること。

9. 契約代金の支払

代金の支払いは、一括で前払いとする。

10. 調査等

- (1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは、必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする。
- (2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。

11. 関係書類の保存

受託者は、委託業務に関する文書を、文書が、完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。

12. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じたときは、必要に応じて、双方協議し

て定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター受水槽清掃委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の受水槽清掃委託業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター受水槽清掃委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで
5. 目的
施設の受水槽清掃業務にあたっては、指定箇所の日常清掃及び定期清掃等を主な業務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全につとめること。特に、高所作業については、労働安全衛生法を遵守し、安全管理に万全を期すこと。
なお、用水及び電力の使用については、必要最小限にとどめること。
6. 清掃作業時間
原則として午前8時30分から午後5時までの間とする。
ただし、センターの承認を受けた場合は、この限りでない。
7. 清掃範囲
受水槽、給水ポンプ（水質検査含む）
8. 清掃作業回数
作業回数は、次のとおりとする。
(1) 給水ポンプ点検 1回
(2) 受水槽清掃 1回
9. 清掃詳細
(1) 給水ポンプ
(2) 受水槽
10. 費用負担区分
(1) 清掃作業に使用する用具、資材は受託者の負担とする。
(2) 清掃用具等は、施設の各資材の特性を検討し、資材に適したものをを使用すること。
11. 作業計画書等の提出
(1) 作業日時、作業内容等を記した清掃作業年間計画表を契約後すみやかに提出し、センターの承認を得ること。
(2) 作業報告書は日報を提出し、センターの検査又は確認を得ること。
(3) 業務完了報告書は、別に定める様式により翌月5日までに提出すること。
12. 作業上の注意
(1) 清掃は、なるべく、ほこりや騒音を立てない方法により行うこと。
(2) 施設利用者の妨げにならないよう注意すること。

(3) 洗剤、ワックス、薬品等は建材の保全に適量を用いること。

13. 作業内容

(1) 清掃作業

ア. 槽外部の点検、清掃。

イ. 槽内部の汚れ、付着物等を水洗い、ブラシ、高圧洗浄機等により清掃。

槽内・外部の鉄部の錆等の除去。内部は、水質汚染を招く防錆資材の使用を禁止する。

(2) 消毒作業

ア. 消毒作業は、清掃作業完了後次亜鉛素酸ナトリウム50～100ppm溶液を槽内全壁面、天井、床に吹付消毒する。

イ. 消毒後15分以上経過した槽内を圧力水により、天井より順次下部に向かって洗い流し消毒する。これを、再度実施後30分以上経過した後注水する。

(3) 点検作業

ア. 受水槽等の内・外部を点検する。また、機器等の作動・調整・目視点検を実施し異状等を認めたときは、センターに報告する。

イ. 受水槽等を満水後、所定の測定を行うこと。

(4) その他

ア. 受水槽等の清掃業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による登録業者とし、必要な業務責任者を置くものとする。

なお、作業要領、従事者及び使用機器の衛生管理については法令等の定めるところによる。

イ. 作業実施前及び実施中には、酸欠、薬品、電気、高所の安全確認には十分注意すること。

ウ. 本業務の実施日時については、センターと協議のうえ決定すること。

14. 一般的事項

(1) 各種関係法令を遵守して作業を行い、万一事故等が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。

(2) 作業中は、施設、設備等に汚れ破損等をあたえることのないようにし、万一与えた場合は受託者の責任において対処すること。

15. 調査等

(1) センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は必要な指示を与えることができるものとする。

(2) 受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。

16. 関係書類の保存

受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。

17. 契約代金の支払

代金の支払は業務完了後、一括払いとする。

18. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市心身障害者福祉センター排水管清掃仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の排水管清掃業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 作業名称 八王子市心身障害者福祉センター排水管清掃
2. 作業場所 八王子市心身障害者福祉センター・すぎな愛育園
八王子市台町二丁目7番22号
3. 作業内容
 - (1) 建物道路側の埋設雑排水管（共用）、厨房出口枦～汚水合流枦までの配管を高圧洗浄機にて清掃作業を行う。
 - (2) 2階トイレ廻りの排水掃除口及び男子小便の各排水口（合計11箇所）を高圧洗浄機にて清掃作業を行う。

使用機材等：高圧洗浄機 1式

4. 作業報告書提出
作業終了後、すみやかに作業報告書を提出のこと。

八王子市心身障害者福祉センター害虫予防駆除消毒業務委託仕様書

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の害虫予防駆除消毒業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 件名 八王子市心身障害者福祉センター害虫予防駆除消毒業務委託
2. 施設名 八王子市心身障害者福祉センター
3. 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
4. 委託期間 年4月1日から 年3月31日まで
5. 目的
本業務委託は、センター内の害虫予防を行い、異常が発生した場合は直ちに適切な処置を取るなど、良好な環境衛生の維持と建材の保全のために実施するものである。
6. 対象害虫
ゴキブリ予防駆除
その他の害虫の駆除については、その都度、双方協議の上実施するものとする。
7. 作業内容
事務所、教室、トイレ等、下回り、及び水まわりを中心に残留噴霧処理を行う。
事務所、棚の裏等にベイト剤固形設置又はベイトジェル剤を充填処理をする。
8. 作業回数
年4回（4月、6月、8月、2月）
9. 薬剤・施行仕様
厚生労働省認定薬剤
（フェニトロチオンMC、ヒドラメチルノン）
10. 契約代金の支払
（1）年4回払いとする。
（2）契約金支払明細書による。
11. 調査等
（1）センターは、受託者の委託業務の状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して必要な指示を与えることができるものとする
（2）受託者は、書面による報告又は資料等の提出若しくは実地調査を拒めない。
12. 関係書類の保存
受託者は、委託業務に関する文書を、文書が完結した年度の翌年度当初から起算して5年間保存しなくてはならない。
13. その他
本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

八王子市中心身障害者福祉センター管理備品一覧表

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格
10047211	タイプライター	58,500	昭和58年10月1日	アポロプレーラー
10047247	幕	73,000	昭和56年8月6日	スクリーンシネスコ用3600*1400
10047283	放送音響機器	61,740	平成9年11月28日	ソニーWV-H4
10047361	医療保健機器類	135,000	昭和58年10月1日	DY79A
10047363	医療保健機器類	150,000	昭和58年10月1日	HKY式カソー30ES
10047367	医療保健機器類	90,000	昭和58年10月1日	DY153
10047369	医療保健機器類	50,000	昭和58年10月1日	DY109
10047371	医療保健機器類	125,000	昭和58年10月1日	DY-22ES
10258429	AED収納用スタンド	104,230	平成19年7月4日	ヤガミ製 AED収納ケース・スタンドセット(52106 AED-S)
10344430	演壇	107,120	平成20年3月31日	演壇
10344431	書類保管庫	92,700	平成20年3月31日	スチール書庫
10344432	その他	165,830	平成20年3月31日	イナバMBX-45F 物置
10344441	放送音響機器	318,888	平成20年3月31日	ソニー ダビング機
10344442	放送音響機器	179,735	平成20年3月31日	PE-W80 ワイヤレス放送設備
10344443	放送音響機器	178,500	平成20年3月31日	磁気誘導無線アンプ 磁気ループ
10344444	放送音響機器	57,120	平成20年3月31日	DENON PMA-RII パワーアンプ
10344446	放送音響機器	154,350	平成20年3月31日	ライオンVTR-1500L VTRスタンド台
10344449	写真機器	89,250	平成20年3月31日	オーバーヘッドプロジェクター
10344456	医療保健機器類	197,505	平成20年3月31日	失語症検査セット 千葉テストセンター
10344457	医療保健機器類	92,500	平成20年3月31日	KKZ001-061 ITPA言語学習能力診断検査用具一式
10347452	点字プリンタ室用棚	79,136	平成21年8月10日	サンワサプライ eラック ER-175 ER-C60
10347457	自動音声案内装置	66,150	平成21年8月10日	T0A サウンドリピーター EV-X01
10353179	ノートパソコン	66,675	平成23年3月15日	エプソン Endeavor NY3000
10355366	軽自動車	1,011,346	平成23年5月27日	スズキエブリイEBD-DA64V
10357996	書類棚	58,984	平成24年4月18日	オフィスユニットSV-AC319
10357997	CD/DVD コピー装置	99,750	平成24年4月18日	PLEX COPIER PX-DM300
10357998	テレビ	178,500	平成24年4月18日	シャープ LC-60Z5
10357999	テレビ台	54,600	平成24年4月18日	ハヤミ PH-960
10361005	テレビ	87,400	平成25年4月1日	REAL LCD-40BHR35
10361006	消防・防災機器類	157,500	平成25年4月1日	非常用階段避難車
10361012	OA機器	111,845	平成25年4月1日	ノートパソコン (Inspiration15z-5523)
10361013	OA機器	111,845	平成25年4月1日	ノートパソコン (Inspiration15z-5523)
10361014	OA機器	111,845	平成25年4月1日	ノートパソコン (Inspiration15z-5523)
10361016	印刷機	524,790	平成26年5月9日	アーチBP-S
10361017	OA機器	87,216	平成26年5月9日	EB-X24
10361018	長椅子	107,460	平成26年5月9日	LION事務機 59LC-43F
10361020	背付椅子	67,500	平成26年5月9日	LION事務機 59LC-43F
10361021	背付椅子	67,500	平成26年5月9日	LION事務機 59LC-43F
10361022	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361023	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361024	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361025	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361026	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361027	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361028	OA機器	118,650	平成26年5月9日	HP ProBook 450 G1
10361118	放送音響機器	178,500	平成25年4月1日	携帯型磁気ループシステム HS-60
10362285	その他	61,020	平成26年6月13日	立礼棚 (茶道具 椅子タイプ)
10363211	裁断機	71,480	平成27年3月13日	オートフィードシュレッダー GCS300AFM
10364405	消防・防災機器類	320,328	平成28年1月7日	パトライト(DC24V)
10367750	七宝焼き電気炉シロタSF-3	95,040	平成29年6月16日	器具及び備品・前掲のもの以外のもの・その他(金属製)
10400526	長机	96,876	令和1年6月25日	デリカテーブル C-8S LION WCタイプ
10400527	長机	96,876	令和1年6月25日	デリカテーブル C-8S LION WCタイプ
10400528	長机	96,876	令和1年6月25日	デリカテーブル C-8S LION WCタイプ
10400529	雑器具類	343,440	令和2年3月6日	2M電動ポバース(リハビリベッド)
10400530	雑器具類	107,946	令和2年3月6日	リハビリテーションマット(エアレックスマットオリンピアAMG-200)
10400531	雑器具類	107,946	令和2年3月6日	リハビリテーションマット(エアレックスマットオリンピアAMG-200)
10401769	OA機器	57,024	令和2年4月2日	タブレットPC (Apple iPad Air2 128GB)
10401770	OA機器	57,024	令和2年4月2日	タブレットPC (Apple iPad Air2 128GB)

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格
10401771	OA機器	57,024	令和2年4月2日	タブレットPC (Apple iPad Air2 128GB)
10401774	光学機器	45,879	令和2年4月2日	プロジェクター
10401775	椅子	24,203	令和2年4月2日	福祉用椅子
10401776	フロアケース	31,239	令和2年4月2日	事務机、事務いす及びキャビネット (その他)
10401778	暗幕	34,350	令和2年4月2日	どんちよう及び幕
10401779	暗幕	25,815	令和2年4月2日	どんちよう及び幕
10401780	ウォシュレット	33,850	令和2年4月2日	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品・その他 (その他)
10401781	OA機器	44,064	令和2年4月2日	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く。)
10401782	OA機器	44,064	令和2年4月2日	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く。)
10401783	DVDデュプリケータ	45,360	令和2年4月2日	その他の事務機器
10401784	ラック	41,220	令和2年4月2日	事務机、事務いす及びキャビネット (その他)
10401785	車椅子	46,575	令和2年4月2日	その他の車両及び運搬具 (自走能力がないもの)
10401786	車椅子	46,575	令和2年4月2日	その他の車両及び運搬具 (自走能力がないもの)
10401787	車椅子	46,575	令和2年4月2日	その他の車両及び運搬具 (自走能力がないもの)
10401788	電気機器	32,072	令和2年4月2日	ガス給湯器
10401791	セラムヒート	33,000	令和2年4月2日	冷房用又は暖房用機器
10404081	演台	62,700	令和3年1月18日	コクヨWA-183RNN
10406846	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406847	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406848	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406849	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406850	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406851	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10406852	ノートPC	94,380	令和3年4月26日	レノボ 81W100YSJP
10407128	その他	438,900	令和4年4月18日	電気炉 アートキルンSV2
10407129	OA機器	106,231	令和3年10月21日	VostroDT3681
10407130	OA機器	106,231	令和3年10月21日	VostroDT3681
10407131	OA機器	145,865	令和3年10月21日	InspironDesktops5400
10407132	印刷機	330,000	令和3年11月29日	印刷機SPED10 SF939
10407133	OA機器	60,867	令和3年12月16日	点字プリンタ用PC (Lenovo IdeaPadSlim 550i)
10407134	OA機器	60,867	令和3年12月16日	点字プリンタ用PC (Lenovo IdeaPadSlim 550i)
10407135	OA機器	60,867	令和3年12月16日	点字プリンタ用PC (Lenovo IdeaPadSlim 550i)
10407136	OA機器	60,867	令和3年12月16日	点字プリンタ用PC (Lenovo IdeaPadSlim 550i)
10407137	書類保管庫	113,520	令和4年3月7日	スチール書庫 ライオンNo365NN W880 D400 H1790
10407138	紙折機	99,792	令和4年3月3日	ドレスインMA150
10407580	長椅子	46,000	令和4年3月31日	長椅子 (リハビリ室用)
10407581	自転車	115,038	令和4年3月31日	電動自転車 パナソニック ビビ・DX 26インチ
10407582	事務用机	26,829	令和4年3月31日	インベントデスク 脇机 コクヨTKG-E47 SAWM10N
10407583	OA機器	129,360	令和4年3月31日	書画カメラ エルモ ハイブリッド書画カメラL-12W
10409149	OA機器	55,956	令和5年2月24日	ルーター YAMAHA RTX830
10409696	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409697	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409698	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409699	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409700	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409701	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10409702	OA機器	68,800	令和5年4月21日	タブレットPC (Apple iPad (第10世代) 10.9インチ Wi-Fiモデル64GB)
10410489	ワイヤレスアンブ	106,100	令和5年9月6日	TOA WA-2700CD
10413410	OA機器	149,897	令和6年5月29日	PC (ThinkCentre M90a All-in-One Gen 5 (12SHCT01WWJP3))
10413411	OA機器	149,897	令和6年5月29日	PC (ThinkCentre M90a All-in-One Gen 5 (12SHCT01WWJP3))
10413412	OA機器	149,897	令和6年5月29日	PC (ThinkCentre M90a All-in-One Gen 5 (12SHCT01WWJP3))
10414204	ポッチャボールセット	56,265	令和6年12月26日	ポッチャボールセットコネク (品番: BC-AP-001)
10414205	ポッチャ ハーフコート	55,800	令和6年12月26日	ステアテックポッチャハーフコート (製品型番: CRT-LINER-SET)
10414339	その他	79,200	令和7年1月27日	ビジネスデスク片袖 ED-E127S-B-HH
10414630	ディスプレイ	67,100	令和7年3月21日	JAPANNEXT (JN-V500UHDR-U-H5)

八王子市心身障害者福祉センターリスク分担表

甲：八王子市 乙：指定管理者

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○	
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
	税制度の変更	消費税率の変更			○
		法人税・法人市民税率の変更		○	
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの		○	
	不可抗力	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの			○
		テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）	○		
全国かつ急速なまん延のおそれのある感染症による管理運営の変更や対策等に関するもの				○	
業務執行	業務内容の変更	甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの	○		
		乙の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○	

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
業務執行	債務不履行	甲の協定内容の不履行に伴うもの	○		
		乙の協定内容の不履行に伴うもの		○	
	第三者賠償（※）	甲に帰責事由があるもの	○		
		乙に帰責事由があるもの		○	
		甲と乙の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設損壊・損傷・劣化	乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの	○		
	備品等の損傷・損壊・盗難	乙の帰責事由による場合		○	
		上記以外の場合	○		
事業終了	指定の取り消し	乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む）		○	
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の現状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

（※）この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。